

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年6月2日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

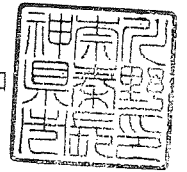
交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額
75,420円
- 2 賠償の相手方




令和4年5月13日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

- (1) 発生日時
令和3年9月1日午後2時20分頃
- (2) 発生場所

- (3) 事故の状況
環境資源対策課会計年度任用職員の運転する公用車が、上記場所の駐車場から出庫するため、右側後方に後退した後、左側前方に切り返しを行ったところ、右側前方の安全確認が不十分であったため、駐車区画付近に置かれていた誘導板等に接触し、その一部を損傷させた。
- (4) 本市の責任原因
右側前方の安全確認不履行
- (5) 本市の過失割合
100パーセント